

なぜ中小企業に組合が必要なのか

中小企業は、一般的に規模が小さく、資金調達力や情報収集力が弱い、あるいは人材や信用力が不足している等、事業経営のうえで不利な立場に立たされている場合が少なくありません。さらに、最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和の進展、原材料の高騰や金融市場の逼迫化などにより大きな影響を受けており、これらに対応するため事業領域の再検討や事業転換の必要性に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面しています。

業経営を充実・強化していくことが最も効果的な方策といえます。そこで、同業の中小企業などが相集まって組合をつくり、共同事業を通じて生産性の向上や価値実現力を高めて、メンバー企業の経済的地位の向上を図るための各種組合制度が設けられています。

組合を作る効果

組合を作る効果としては、①取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる②業界のルールの確立、秩序の維持ができ、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発展を図ることができる③中小企業の個々の意見や要望事項を組合がまとめることにより国等の施策に反映させることができるとともに、組合を通じて、多くの中小企業施策を利用すること

ができる。などが挙げられます。また、組合は会社と違って経済合理性の追求とともに、人間性を尊重し、不利な立場にあるメンバー企業の経済的地位の向上を図るための組織です。会社にない制度上の特典が組合に与えられているのはこのためです。

中小企業の組合は、それぞれ法律によって設立されており、いくつかの種類がありますが、その主なものは次のとおりで、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自らの働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、商店街の商業者等により構成される「商店街振興組合」、飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの生活衛生関連業者により構成される「生活衛生同業組合」等がありますが、次に組合の代表的な組織である事業協同組合について述べる。各種組合制度の比較は10頁参照

事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、助け合う精神（相互扶助の精神）に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上・改善を図るための組合で、組合は組合員の事業を支援・助成するためのものならばほとんどすべての分野の事業が実施できます。

組合の設立も4人以上集まればよく、気心の合う同じニーズをもった事業者だけで比較的自由に設立でき、中小企業者にとって非常に設立しやすい組合として広く普及しており、最も代表的な組合です。

従来は同業種の事業者で設立するケースがほとんどでしたが、最近では、異なる業種の事業者が連携してこの事業協同組合を設立し、各々の組合員が蓄えた技術、経営のノウハウ等の経営資源を出し合って新技術・新製品開発、新事業分野・新市場開拓等をめざすものが増えています。

事業協同組合の行う事業

事業協同組合が行う共同事業にはいろいろな種類があります

中小企業が、自律的に発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切ですが、個々の能力には自ずと限界があります。そのためには、同じような立場にある中小企業同士で組合をつくり、互いに協力・助け合い、事

が、比較的多くの組合が行っているものは次のような事業です。

【共同生産・加工事業】

個々の組合員では所有できない高額・新鋭設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これによって、原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが図れます。

【共同購買事業】

組合員が必要な資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。これによって、仕入先との交渉力が強化されるので仕入価格の引下げ、代金決済条件などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化などが図れます。

【共同販売事業】

組合員が取り扱う製品を組合がまとめて販売する事業です。これによって、販売価格や決済条件が有利になるほか、大口需要先の開拓など販路の拡大が図れます。

【共同受注事業】

組合が注文を受け、組合員が仕事を分担、組合が納品する事業です。これによって、大口発注先の開拓など販路の拡大や取引条件の改善などが図れます。なお、組

合員に注文を斡旋する方法もあります。

【市場開拓・販売促進事業】

市場開拓事業は、組合員の製品や取扱商品などの販路の拡大を図るため、共同で市場調査や展示会を開催する事業です。また、販売促進事業には、広告・宣伝、共同売出し、クレジットなどの事業があります。これらの事業は、個々の企業では採算が合わないとか、品揃えができないなどの理由で実施することが難しい場合でも共同で行うことによって可能になります。

【研究開発事業】

組合が研究施設を設置したり、公的な試験研究機関等に研究を委託するなどにより組合員の事業に関する様々なテーマについて研究開発を行う事業です。これによって、新製品・新技術・意匠・生産工程・販売方法の改善・開発などが図れます。

【情報提供事業】

組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営管理情報等を収集し、組合員に提供する事業です。組合の共同事業に役立つ情報の収集や組合をPRす

るための情報を組合員や関係方面へ提供することも大切な情報提供事業の一つです。最近では、コンピュータなど情報機器を積極的に活用して情報提供を活発に行っている組合も多くみられます。

【人材養成事業】

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者などを対象に計画的・体系的な教育研修等を行うことによって人材を養成する事業です。人材は、企業経営の根幹をなすものですが、最近では特に、情報力、技術力、マーケティング力等のソフトな経営資源の充実を図る必要から、この事業の重要性が高まっています。

【金融事業】

組合員に対して事業資金を貸与し、または金融機関に対する組合員への債務を保証することにより、組合員の事業資金調達の円滑化を図る事業です。組合が金融機関から資金を借り入れ、これを組合員に貸し出す方法と、組合員が金融機関から直接借り入れる際に組合が斡旋する方法があります。組合と組合員のための金融機関として商工中金があります。

【共同労務管理事業】

組合員の従業員の確保・定着あるいは能力の向上などを図るため、組合員が行う労務管理の一部を組合が代って行う事業です。これによって、福利厚生等の労働条件、安全衛生、作業環境等の改善が図れます。従業員の知識・技能等の向上を図るための教育・訓練なども盛んに行われています。

【福利厚生事業】

組合員の私生活面の利益を増進するための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給、親睦旅行、レクリエーション活動などがあります。この事業は、組合員の融和、組合への参加意識、帰属意識、協調性の高揚等に効果があります。

中小企業団体中央会

本会では、組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援を行っております。組合や中小企業のことなら、何でも千葉県中小企業団体中央会にご相談ください。

◎詳細については

本会指導相談室

Tel 043・306・3285

松戸支所

Tel 047・368・3992